

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を32百万円に設定しております。当該基準額は、有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を、同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出（ただし、期中に退任した者を除く。）し設定しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

なお、個人の報酬額の把握について役員は会計年度ベース、職員は暦年ベースで把握しております。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

#### ① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）個々の報酬は、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途行内規程に定める責務及び役割に照らして、取締役頭取が報酬案を策定し、社外取締役を含む全監査等委員及び代表取締役で構成する経営審議委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定しております。なお、取締役会はその決定に際して、経営審議委員会の審議結果を尊重することとしています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から基本報酬のみとし、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、個々の監査等委員である取締役の責務及び役割の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により定めております。

#### ② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数について

	開催回数（2017年4月～2018年3月）
経営審議委員会（伊予銀行）	5回
取締役会（伊予銀行）	1回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価について

### (1) 対象役員および対象従業員等の報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、取締役としての職務内容・人物評価・業務実績等を総合的に勘案したうえで役員報酬を決定しております。

具体的な役員報酬制度といたしましては、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬と当行の業績及び株主さまの利益の連動性を高めるために、基本報酬と業績連動報酬、および現金報酬と株式報酬で構成し、その決定に際しては、これらの割合を適切に設定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から基本報酬のみとしております。

### (2) 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数について

	人数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	8名
監査等委員である取締役	2名

### (3) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

信託を用いた株式報酬制度の導入及び株式報酬型ストック・オプションの廃止

当行は、従来のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に代えて、本年度より新たな中長期インセンティブとして信託を用いた株式報酬制度を導入致しました。

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）および執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託が当行株式を取得し、当行が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で対象役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

### (1) 対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合の説明事項

業績連動部分の算出方法について

当行は対象役員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は大きくなく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

### (2) 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬の種類等の種類及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりです。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間		行使期間
株式会社 伊予銀行 第1回 新株予約権	2011年7月16日から 2041年7月15日まで	株式会社 伊予銀行 第5回新株予約権	2015年7月16日から 2045年7月15日まで
株式会社 伊予銀行 第2回新株予約権	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	株式会社 伊予銀行 第6回新株予約権	2016年7月16日から 2046年7月15日まで
株式会社 伊予銀行 第3回新株予約権	2013年7月17日から 2043年7月16日まで	株式会社伊予銀行 第7回新株予約権	2017年7月15日から 2047年7月14日まで
株式会社 伊予銀行 第4回新株予約権	2014年7月17日から 2044年7月16日まで		

## 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法について

(1) 別紙様式第一面（REM1）：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等				
項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	10	—
2		固定報酬の総額（3+5+7）	327	—
3		うち、現金報酬額	259	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	68	—
6		5のうち、繰延額	68	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
10		変動報酬の総額（11+13+15）	—	—
11		うち、現金報酬額	—	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18		退職慰労金の総額	—	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2+10+18+21）		327	—

(2) 別紙様式第二面（REM2）：特別報酬等

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

## 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) 別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等

(単位：百万円)

REM3：繰延報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	55	—	—	—	177
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	333	—	—	—	102
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	388	—	—	—	—	280

(注) 上表のうち、イ「繰延報酬等の残高」は、対象役員が執行役員在任時に付与された残高を含んでおります。